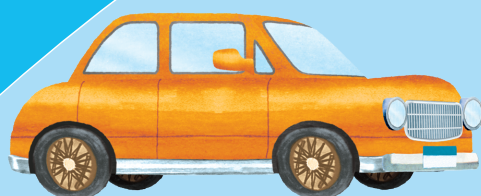


ドライバー保険

本冊子は「ドライバー保険(自動車運転者保険)」のパンフレット兼重要事項説明書です。

自動車



借りたお車でも
安心だジョ。



東京海ジョー

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容については、東京海上日動のホームページにてご参照いただけます。

お申込み前に約款(冊子)を希望される場合は、代理店または東京海上日動までお申出ください。

※保険期間が終了するまで、本冊子を「ご契約のしおり(約款)」とあわせて大切に保管してください。

申込書等別紙

借りたお車でもいつでも

ドライバー保険 (自動車運転者保険)

「自動セット」と記載されていない補償・特約は、それぞれご契約いただくかどうかを自由にお決めいただけます。

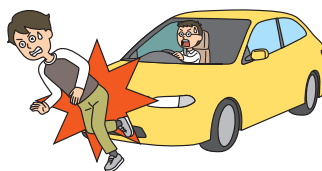
※「搭乗者傷害特約(一時金払)」と「搭乗者傷害特約(日数払)」を重ねてご契約いただくことはできません。

※対人賠償責任保険、対物賠償責任保険のいずれかを必ずご契約いただきます。



賠償 に関する補償

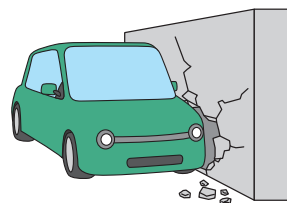
対人賠償責任保険



他人にケガをさせてしまった
ときの補償

P.4

対物賠償責任保険



他人の物を壊してしまった
とき等の補償

P.4

示談交渉

相手方との示談交渉は東京海上日動にお任せください!
(対人賠償責任保険・対物賠償責任保険)



示談交渉
できない場合

- 相手方が、東京海上日動と直接、折衝することに同意しない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合 等

自動
セット

事故現場アシスト (サービス)

24時間・365日対応

お客様が最も不安な「事故発生から24時間」を
しっかりサポートします。

本サービスは、無料でご提供します。
なお、サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

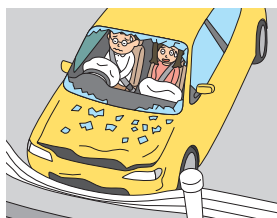
安心をお届けします。



ご自身 の補償に関する特約

※乗車中の方も補償します。

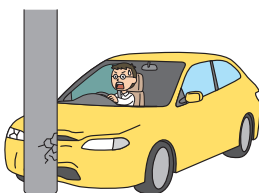
搭乗者傷害特約(一時金払) 搭乗者傷害特約(日数払)



借りたお車に乗車中の事故で
ケガをしたときの補償

P.5

自損事故傷害特約



自動
セット*

単独事故でケガをしたときの補償

P.5

*対人賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

事故の際の アドバイス

事故現場でお困りの場合に、
専門スタッフがお電話にて
ご相談を承り、状況に応じて
アドバイスします。

初期対応

事故のご連絡を受け付けた
後、ご希望に応じて修理工場・
病院等への各種手配や被害
者への連絡等を行います。

24時間以内の 状況報告

初期対応を行った場合には、
24時間以内にお客様へ状
況をご報告します。

※事故現場アシストは、東京海上日動がグループ会社を通じてご提供します。

※本冊子をご契約に関するすべての内
容を記載しているものではありません。
詳細は、「ご契約のしおり(約款)」
をご参照ください。

本冊子の構成

パンフレット

商品内容

▶ P.1~3

重要事項説明書

I 契約締結前 におけるご確認事項

▶ P.4~6

II 契約締結時 におけるご注意事項

▶ P.7

III 契約締結後 におけるご注意事項

▶ P.8

IV その他ご留意 いただきたいこと

▶ P.9

V その他該当する場合に ご確認いただきたいこと

上記I~IVとあわせてご確認いた
だきたい重要な事項を記載しています。

1. 団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ
2. 前契約において事故にあわれたお客様へ

▶ P.10

商品内容

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他該当する場合にご確認いただきたいこと

ご契約いただく前に!

ドライバー保険は、**記名被保険者が借りたお車を運転中の事故**を補償します。お車をお持ちでない方向けの自動車保険です。

借りたお車とは

記名被保険者が、その使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理中のお車であって、かつ、右記の用途・車種に該当するお車をいいます。

※上記のお車にはレンタカーを含みます。

※記名被保険者、その配偶者、または記名被保険者の同居の親族が所有するお車、および記名被保険者が役員となっている法人が所有するお車を除きます。

- 自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)
- 自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]
- 特種用途自動車(キャンピング車)
- 二輪自動車 ● 一般原動機付自転車
- 特定小型原動機付自転車

借りたお車で事故を起こした場合、貸主が自動車保険をご契約されていても、以下のような「困った」が起こることがあります。こんなときにお役に立つのがドライバー保険です。

例えばこんなとき

借りたお車の自動車保険に
運転者の範囲や年齢を限定する特約
がついていると……

運転中の事故が
補償されないかも…

*1 借りたお車の自動車保険に「運転者の年齢条件特約」がセットされている場合でも、その保険の記名被保険者の別居のお子様は補償されます。

借りたお車を運転中に事故を起こし
その自動車の保険で保険金の支払い
を受けると……

次の契約の保険料が
あがって迷惑をかけて
しまうかも…

特定のお車を
必要な日だけ…
そんなニーズに
お応えするのは

**ちょい乗り
保険**
1日
自動車保険

ドライバー保険とは異なり、借りるお車をあらかじめ指定し、24時間単位でスマートフォン等からご加入いただく「ちょいのり保険(1日自動車保険)」もあります。ニーズに合わせてご選択ください(補償内容が異なりますのでご注意ください。詳細は、東京海上日動のホームページ等をご参照ください。)



- ・ご加入にあたっては運転者ご本人(記名被保険者)の事前登録が必要です。
- ・対象となる自動車は、自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)です。
- ・運転者ご本人(記名被保険者)、運転者ご本人(記名被保険者)の配偶者が所有するお車、運転者ご本人が役員である法人の所有するお車、これらの方が実態上所有するお車およびレンタカーは対象外です。*
- ・運転するご予定がない場合は、ご加入いただけません。
- *2 臨時被保険者*3を追加する場合は、臨時被保険者、臨時被保険者の配偶者が所有するお車、臨時被保険者が役員である法人の所有するお車およびこれらの方が実態上所有するお車も対象外です。
- *3 運転者ご本人(記名被保険者)の他に、追加で登録が可能な運転者のことをいいます。臨時被保険者が、対象自動車(借りたお車)を運転している間は、その臨時被保険者を運転者ご本人(記名被保険者)として取り扱います。

**24時間単位で
お手頃な
保険料!**

**24時間単位で
必要な分だけご加入OK!***

*4 1回の申込みで最長連続7日間までご加入いただけます。

**いつでも
申込み可能!***

**スマートフォン等で
いつでもお申込み可能!***

*5 ご加入申込時に、借りるお車のナンバー(登録番号)をご指定いただけます。

**運転者の
追加が可能!***

運転者ご本人(記名被保険者)の他に、
最大3名まで運転者(臨時被保険者*)
を追加できます。*

*6 追加いただく場合には追加保険料が必要です。追加保険料は、追加される方の人数にかかわらず定額です。

**加入するほど
おトクに!**

新たに自動車保険をご契約する際
無事故なら、ご利用日数に応じて
最大20%割引!*
(1日自動車保険無事故割引)

*7 2025年1月時点の割引率であり、将来変更となる場合があります。

※スマートフォン・パソコン等でご利用できます。ご利用の端末のサービスの状況、災害、システムのメンテナンス・障害等によりご加入いただけない場合があります。

※ドライバー保険、ちょいのり保険(1日自動車保険)のほか、お車をお持ちの方向けの自動車保険として、「トータルアシスト自動車保険(総合自動車保険)」、「TAP(一般自動車保険)」がありますので、ご契約にあたっては代理店または東京海上日動までご相談ください。

重要事項説明書

※申込書等への署名または記名・捺印は、この書面(P.4～10)の受領印を兼ねています。

ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。ご契約者と補償を受けられる方が異なる場合は、本内容をご契約者から補償を受けられる方にご説明ください。

マークの
ご説明

契約
概要

保険商品の内容をご理解
いただくための事項

注意
喚起情報

ご契約に際してご契約者に
とって不利益になる事項等、
特にご注意いただきたい事項



該当するご契約者に
ご確認いただきたい
事項

※保険契約継続証を発行している場合、「保険証券」に関する規定は「保険契約継続証」と読み替えます。

I 契約締結前におけるご確認事項

1

ドライバー保険(自動車運転者保険)の商品の仕組み

契約
概要

「賠償に関する補償」と「ご自身の補償に関する特約」があります。それぞれご契約いただくかどうか自由にお決めいただけます。

※「搭乗者傷害特約(一時金払)」と「搭乗者傷害特約(日数払)」を重ねてご契約いただくことはできません。

※対人賠償責任保険、対物賠償責任保険のいずれかを必ずご契約いただきます。



賠償に関する補償

対人賠償責任保険

対物賠償責任保険



ご自身の補償に関する特約

※乗車中の方も補償します。

搭乗者傷害特約(一時金払)
搭乗者傷害特約(日数払)

自損事故傷害特約

自動
セット^{*8}

*8 対人賠償責任保険をご契約の場合に自動セットされます。

2

補償・特約の概要等

① 補償の概要

契約
概要

注意
喚起情報

保険金をお支払いする主な場合およびお支払いしない主な場合は下表のとおりです。また、下表の保険金以外に、事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
 対人賠償責任 保険	対人賠償 保険金	借りたお車を運転中の事故により、他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします。ただし、自賠責保険等で支払われる部分を除きます。	● 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、損害賠償責任が加重された場合、その加重された部分の損害 ● 借りたお車を運転中の事故により、記名被保険者の父母・配偶者または子にケガをさせたり、これらの方が所有、使用または管理する財物を壊したことにより、記名被保険者が被った損害
	対物賠償 保険金	借りたお車を運転中の事故により、車や塀等の他人の財物を壊したり、借りたお車が線路に立ち入り、電車等を運行不能にしたりして、法律上の損害賠償責任を負う場合 ▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。	● 台風、洪水または高潮によって生じた損害 ● 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ● 借りたお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 等

※対人賠償責任保険および対物賠償責任保険については、借りたお車がレンタカー等である場合を除き、そのお車に自動車保険等がある場合であっても、ドライバー保険から優先して保険金をお支払いします。

商品
内容

I. 契約締結前におけるご確認事項

II. 契約締結時におけるご注意事項

III. 契約締結後におけるご注意事項

IV. その他ご留意いただきたいこと

V. その他認める場合に確認いただきたいこと

② 特約の概要 契約概要

保険金をお支払いする主な場合は下表のとおりです。それぞれの特約には、保険金をお支払いしない場合があります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

搭乗者傷害特約 (一時金払)



借りたお車を運転中の事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合やそれらの方に後遺障害が生じた場合

▶補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

【搭乗者傷害特約(一時金払)】

ケガの場合には、一時金として傷害保険金(入通院給付金または治療給付金)をお支払いします。

- 入院・通院日数が通算して5日以上の場合、ケガの内容に応じて入通院給付金をお支払いします。
〈例〉首のねんざ(むち打ち)の場合…10万円 足首の骨折の場合…30万円
- 入院・通院日数が通算して4日以内の場合、治療給付金として1万円をお支払いします。

搭乗者傷害特約 (日数払)



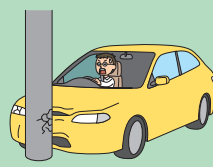
【搭乗者傷害特約(日数払)】

ケガの場合には、入院保険金日額または通院保険金日額に、医師等が治療を必要と認める治療日数を乗じた額を傷害保険金としてお支払いします。

※ご契約時に入院保険金日額・通院保険金日額を一定の条件でお決めいただきます。

※治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日が限度です(通院の場合、90日を限度にお支払いします。)

自損事故傷害特約



借りたお車を運転中の自損事故(相手方がなく電柱に衝突、崖から転落等)や前の車に追突してしまった事故等により、記名被保険者または乗車中のご家族がケガ・死亡された場合やそれらの方に後遺障害が生じた場合で、自賠責保険等の請求権が発生しないとき

▶補償を受けられる方1名についてあらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

※「搭乗者傷害特約(一時金払)」、「搭乗者傷害特約(日数払)」については、借りたお車の他の保険の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

③ 保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償ごとに金額を設定いただくものと、あらかじめ金額が設定されているものがあります。ご契約の保険金額は、申込書等をご確認ください。申込書等に保険金額の記載がない特約については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

④ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

- 保険期間:1年間(一部例外を除き、1年未満の短期契約や1年超の長期契約とすることも可能です。)
- 補償の開始時期:始期日の午後4時(申込書等にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻)
- 補償の終了時期:満期日の午後4時

① 保険料の決定の仕組み

保険料は、ご契約の保険金額、保険期間等の他に、以下のような要素により決定します。保険料の割増引率については東京海上日動（以下、「弊社」といいます。）が保険料を算出する際に適用する値であり、割増引の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。実際にご契約いただく保険料については、申込書等でご確認ください。異なる契約条件（保険期間や保険金額等）を選択した場合の保険料につきましては、代理店または弊社までお問い合わせください。

ドライバー等級別
割引・割増制度

「1～20等級の区分」「無事故・事故有の区分」により保険料が割引・割増される制度です。

- 初めのご契約には6等級が適用され、13%の割引率が適用されます。
- ご契約を更新される場合*1は、更新前の保険期間中の保険事故の有無・種類・件数等に応じて、「等級（1～20等級）」および「事故有係数適用期間（0～6年）*2」を決定します。
- 保険事故は、3等級ダウン事故、ノーカウント事故の2つに分けられます。保険事故の種類によってその後のご契約に適用される等級および事故有係数適用期間が異なります。

→  「前契約において事故にあわれたお客様へ（P.10）」

等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
割引率 (%)	無事故	108	63	38	7	2	13	27	38	44	46	48	50	51	52	53	54	55	56	57	63
								事故有	14	15	18	19	20	22	24	25	28	32	44	46	50
		割増					割引														

*1 更新前のご契約の満期日または解約日の翌日から起算して7日以内の日を始期日としてご契約を更新されない場合や、更新前のご契約が解除された場合は、7等級以上の等級を継承することはできません。

*2 事故があった場合に「事故有の割引率（係数）」を適用する期間を示すものとしてご契約ごとに設定します。

※ドライバー保険と他の自動車保険との間で等級を継承することはできません。

※上表は2025年1月現在の割引率であり、将来変更となる場合があります。

※「等級」および「事故有係数適用期間」の決定方法の詳細は、「ご契約のしおり」をご参照ください。

各種割引制度

団体扱の場合、団体扱割引を適用することがあります。

② 保険料の払込方法

主な払込方法は以下のとおりです。ご契約時に直接保険料を払い込む方法や、お勤め先やご所属の団体等を通じて集金する団体扱・集団扱もあります。→  「団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ（P.10）」

※ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード	○ (5%割増)	○	○
コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票、請求書（銀行等での振込み）	×	×	○

※口座振替やクレジットカードでの払込みの場合、始期日の属する月の翌月から請求します（クレジットカードによる払込みの場合、取扱いが異なる場合があります。）。このため、月払のご契約の場合、最終回目の保険料の振替日が満期日以降となることがあります。

※ご契約時に直接保険料を払い込む方法の場合は、保険期間の開始後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

※保険料の割増率については弊社が保険料を算出する際に適用する値であり、割増の適用前後の保険料較差とは異なる場合があります。

③ 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は保険証券記載の払込期日までに払込みください。初回保険料（一時払保険料を含みます。）の払込期日は原則として以下のとおりです。払込方法により以下の払込猶予がありますが、この猶予期限を過ぎても保険料の払込みがないときには、保険金をお支払いできず、ご契約を解除することがあります。

払込方法	初回保険料の払込期日	払込猶予
口座振替	始期日の属する月の翌月振替日（原則 26 日）	払込期日の翌々月末 （ご契約者の故意または重大な過失がない場合に限り。）
クレジットカード、払込取扱票、請求書	始期日の属する月の翌月末	払込期日の翌月末

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

告知義務



申込書等に★や☆のマークが付された事項は、ご契約に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（弊社の代理店には、告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「 Ⅲ-1 通知義務等 (P.8)」をご参照ください。

[告知事項・通知事項]

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項

記名被保険者の お名前	★	日本国内で有効な運転免許証（仮運転免許証を除きます。）保有者のみ記名被保険者として ことができます。 ※ドライバー保険では、お車を特定せず、記名被保険者が借りたお車を運転中の事故を補償します。
ドライバー保険 年齢区分	★	記名被保険者の年齢に応じて、「21 歳未満」または「21 歳以上」のいずれかの年齢区分を設定 ください。
前契約	☆	ドライバー等級別割引・割増制度の適正な運用のため、前契約の証券番号、等級、事故有係数適 用期間、会社名、保険期間、事故件数を記載してください。 → 「前契約において事故にあわれたお客様へ (P.10)」
他の保険契約等	★	この保険契約以外にご契約されている、記名被保険者を同一とする保険契約や共済契約のこと です。他の保険契約がある場合、原則、弊社にて保険のお引受けができません。

クーリングオフ（クーリングオフ説明書）



保険期間が1年を超えるご契約については、ご契約のお申込み後であつても、お申込みの撤回または解約（クーリングオフ）を行うことができます。

クーリングオフされた場合には、既に払込みいただいた保険料はご契約者にお返しします。弊社およびご契約の代理店は、クーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求しません。

※既に保険金をお支払いする事由が生じているにもかかわらず、ご契約者がそのことを知らずにクーリングオフをお申出の場合は、そのお申出の効力は生じないものとします。

※ご契約者からのお申出によりご契約を解約される場合は、始期日から解約日までの期間に相当する保険料を日割で払込みいただくことがあります。

<記入例>

下記の保険契約を
クーリングオフします。

申込人住所
氏名 (印)
電話 自宅 ()
勤務先 ()
・申込日：
・保険種類：ドライバー保険
・証券番号：
・ご契約の営業店：
・ご契約の代理店：

郵便はがき

812-8684
福岡県福岡市博多区御供所町3-21
大博通りビジネスセンター12階
東京海上日動火災保険株式会社
事務アウトソーシング(株)内
クーリングオフ受付係 行

【クーリングオフの受付期間・通知方法】

お申出いただける期間は、ご契約のお申込日またはこの説明書の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。

弊社宛に必ず郵便（消印有効。普通便で可。）または弊社ホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）経由（発信日有効）で通知ください（ご契約を申し込まれた代理店では受け付けることができません。）。

【クーリングオフできない場合】

- 保険期間が1年または1年に満たないご契約（「保険契約の更新に関する特約」をご契約いただいた場合を含みます。）
- 営業または事業のためのご契約
- 法人または法人でない社団・財団等が締結されたご契約
- 「通信による契約申込に関する特約」により申し込まれたご契約 等

1

通知義務等



【通知事項】

申込書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。ご連絡がない場合はご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知事項の一覧は「 II-1 告知義務(P.7)」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】(以下の場合にもご契約内容の変更が必要となりますのでご連絡ください。)

- ご契約内容の変更にあたっては、あらかじめご契約の代理店または弊社までご連絡ください。
- ご契約者の住所等を変更した場合は、遅滞なくご契約の代理店または弊社までご連絡ください。

2

解約されるとき



ご契約を解約される場合は、ご契約の代理店または弊社までご連絡いただき、書面での手続きが必要です。

- 契約内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- 返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- 満期日を待たずに解約し、新たにご契約される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。また、新たなご契約の等級の進捗が、解約しない場合と比べて不利になることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3

しっかり更新サポート(満期を迎えるとき)



ご契約の更新手続きを以下のとおりサポートします。ご契約時に、「更新特約」をご契約されている場合が対象です(保険証券には「しっかり更新サポート」と表示されます。)

【更新のご案内】

満期日の2か月前をめぐに、更新のご案内(更新ガイドブック・重要事項説明書等)をお送りします。更新のご案内が到着した後に、ご契約の代理店または弊社より具体的なお手続き等についてご連絡します。

【万が一の際の「更新バックアップ」】

万が一満期日までにご契約者のご連絡がとれず、ご契約者から更新しない旨のお申出がない場合は、「更新特約」に基づき、更新前のご契約と同様のご契約内容にてご契約を自動更新(更新バックアップ)します。

※「更新特約」を適用して、ご契約を更新いただいた場合または自動更新(更新バックアップ)された場合には、更新後契約の内容を表示した保険契約継続証を発行します(保険証券は発行しません。)

※所定の条件により、ご契約が自動更新(更新バックアップ)されない場合は、あらかじめ弊社よりご連絡します。

IV その他ご留意いただきたいこと

1 個人情報の取扱い



弊社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
 - ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構等と共同して利用すること
 - ③弊社と東京海上グループ各社または弊社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
 - ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
 - ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- 詳しくは、弊社ホームページ
(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

2 ご契約の取消し・無効・重大事由による解除について

- ご契約者や補償を受けられる方が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご契約を解除することができます。
- その他、約款に基づき、ご契約が取消し・無効・解除となる場合があります。

3 契約手続き等の猶予に関する特別措置について

自然災害や感染症拡大の影響によりご契約手続き等を行うことが困難な場合に、「更新契約の契約手続き」および「保険料の払込み」に関して一定の猶予期間を設ける特別措置をご利用いただける場合があります。

※ご利用いただける特別措置の詳細につきましては弊社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/company/news/disaster/) をご確認ください。

4 保険会社破綻時の取扱い等



- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
 - 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%*1まで補償されます。
- *1 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%まで補償されます。

5 その他契約締結に関するご注意事項



- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店との間で有効に成立したご契約につきましては弊社と直接締結されたものとなります。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
- 申込書等を代理店または弊社に送付される場合は、ご契約の始期までに到着するよう手配してください。申込書等がご契約の始期までに代理店または弊社に到着しなかった場合は、後日ご契約手続きの経緯を確認させていただくことがあります。

6 事故が起こったとき

保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類をご提出いただく場合があります。

- 印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の補償を受けられる方を確認するための書類
- 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
- 弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

7 その他

普通保険約款、特約およびサービスの利用規約の内容は、弊社ホームページ (www.tokiomarine-nichido.co.jp/service/auto/covenant) でご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご不満・ご要望のお申出はお客様相談センターにて承ります。

0120-071-281

受付時間：平 日 午前9時～午後6時
土・日・祝日 午前9時～午後5時（年末年始を除きます。）

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（指定紛争解決機関）

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

0570-022808

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平 日 午前9時15分～午後5時
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）



通話料
有料

1

団体扱・集団扱でご契約されるお客様へ

ご契約者のお勤め先等と弊社の間で「保険料の集金に関する契約書」を交している場合で、各項目が下表の範囲に該当するときに団体扱・集団扱でご契約いただけます(団体扱・集団扱のご契約には、「団体扱・集団扱特約」が自動セットされます。)

項目	「団体扱・集団扱特約」によるご契約が可能な場合
ご契約者の範囲	① 企業や官公署に勤務し、毎月の給与の支払いを受けている方 ※系列会社の社員の方や退職者の方も本特約をご契約いただける場合があります。 ② 弊社の承認する団体やその構成員およびこれらに勤務する方(役員・従業員等)
記名被保険者の範囲	① ご契約者 ② ①の配偶者 ③ ①または②の同居の親族 ④ ①または②の別居の扶養親族 等

以下の理由により本特約が失効することがあります。この場合、残りの保険料を一括して払込みいただくことがあります。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※保険期間が2年以上の場合は翌始期応当日までの保険料を一括して払込みいただいた後、払込方法を変更していただきます。

- 退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- 資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合 等

2

前契約において事故にあわれたお客様へ

ドライバー等級別割引・割増制度(P.6)における事故の取扱いとは以下のとおりです。前契約の事故件数を申込書等に記載してください。

※本契約において事故にあわれた場合も、以下と同様に取り扱います。

事故の種類	更新後のご契約の等級決定方法等 (前契約の保険期間が1年の場合)		
		等級	事故有係数適用期間
ノーカウント事故	以下にかかわる保険事故をいいます。 ● 搭乗者傷害特約(一時金払) ● 搭乗者傷害特約(日数払)	他の事故がない場合、 「+1」等級	他の事故がない場合、 「+0」年*2
3等級ダウン事故	ノーカウント事故に該当しない事故をいいます。	事故1件について 「-3」等級	事故1件について 「+3」年*2

*2 更新前のご契約の事故有係数適用期間が1～6年の場合は、「1年」引いた後に上表の年数を加算します。



本冊子で用いる用語の解説

記名被保険者

補償の中心となる方をいいます。日本国内で有効な運転免許証(仮運転免許証を除きます。)保有者に限ります。

配偶者

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。)。 ※婚約とは異なります。

①婚姻意思*を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること

*戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。

「ご契約のしおり(約款)」の提供方法について

「ご契約のしおり(約款)」は、原則Web(ホームページ)で閲覧いただく方式としています。なお、書面での閲覧をご選択いただいた場合は書面を送付します。

ペットネーム・略称について

ペットネーム・略称	正式名称
ドライバー保険	自動車運転者保険
ちょいのり保険(1日自動車保険)	一日単位型ドライバー保険特約(包括方式)に基づき通知または一日単位型ドライバー保険特約(一般方式)が付帯された自動車運転者保険
更新特約	保険契約の更新に関する特約

東京海上日動のホームページのご案内 www.tokiomarine-nichido.co.jp

詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて弊社のホームページでご参照いただくか、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合は、代理店または弊社までお問い合わせください。

事故のご連絡・ご相談は

事故受付センター(東京海上日動安心110番)



0120-119-110

受付時間：24時間365日

ネットでのご連絡はこちら ▶



お問い合わせ先

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動ホームページ

保険に関するお問い合わせや
契約変更手続きのご案内はこちら ▶

www.tokiomarine-nichido.co.jp/support/



東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp



マングローブ植林等の様子をご覧ください。

www.tokiomarine-nichido.co.jp/world/greengift/about/